

令和 6 年度 豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金のご案内

目的

経済的理由から高等学校等の就学が困難な生徒に、その就学に必要な資金を支給することにより、就学の機会を確保し、併せて福祉の増進を図ります。

内容

子ども基金を財源に「豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金」を支給します。

- ① 募集人員 25 名程度
- ② 支給額 1 か月につき支給額 6,000 円（年額 72,000 円）
- ③ 支給月 9 月（予定）※該当年の 4 月分からさかのぼって支給

対象者

以下の全てに該当する方

- ① 市内に居住し、高等学校等に在学していること。
- ② 経済的理由により就学が困難であること。（生活保護世帯は除く。）
- ③ 生計を主として維持する者が、市内に居住していること。
- ④ 他の給付型奨学金の給付を受けていないこと。

但し、本会会長が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

募集期間

令和 6 年 7 月 2 日（火）～令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 5 時 15 分まで

（注意）郵送の場合は令和 6 年 8 月 9 日（金）の消印まで有効

応募を希望される場合は、詳細について説明しますので、下記連絡先に問い合わせください。

選考方法

豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金審査委員会で、経済的な状況及び人物評価等を基に総合的に選考を行います。

なお、応募条件につきましては、次の「選考基準等」のとおりです。

また、選考基準を確認されたうえで、申請を希望される方は、下記連絡先に問い合わせください。

〒471-0877 豊田市錦町 1 丁目 1 番地 1
（社福）豊田市社会福祉協議会 暮らし応援課（豊田市福祉センター 2 階）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、月曜日、祝日を除く）
電話（0565）34-1132

選考基準等

1 人物について

- 1) 礼儀正しく、誠実であること。
- 2) 学ぶ意欲があり、学業を修了できる見込みがあること。

2 家計について

家計の選考基準は次のとおりです。

「世帯員全員の所得金額」－「特別控除額」 「収入基準額」	= おおむね 1.4 以下であること。
---	----------------------------

※特別控除額表

事 情	特 別 控 除 額				
① 母子・父子世帯の場合	99万円				
② 就学者（申請者本人を含む。）のいる世帯の場合 （就学者1人につき）	小 学 校		31万円		
	中 学 校		46万円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高 等 学 校		国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
	高等 専門 学校	国・公立	1年～3年次	39万円	69万円
		私 立	1年～3年次	88万円	118万円
	専修 学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
私 立			88万円	118万円	
③ 障がい者のいる世帯の場合	障がい者1人につき 99万円				

※収入基準額表

世 帯	収入基準額	世 帯	収入基準額
1人世帯	103万円	5人世帯	221万円
2人世帯	165万円	6人世帯	234万円
3人世帯	190万円	7人世帯	246万円
4人世帯	206万円		

* 7人を超える場合は1人増すことに11万円を加算します。

(参考) 算定モデルケース

- ・世帯構成…父、母、弟（中学生）、申請者（公立高校生・自宅通学）の4人
- ・所得金額…父300万円、母60万円

●各数値は…

- ・世帯員全員の所得金額…360万円
- ・特別控除額…85万円
 - *特別控除額表の「就学者のいる世帯」に該当
(中学生46万円+高校生(公立・自宅通学)39万円)
- ・収入基準額…206万円 *収入基準額表の4人世帯の額

●算定式に当てはめると…

$$\frac{\text{「世帯員全員の所得金額」} - \text{「特別控除額」}}{\text{「収入基準額」}} = \frac{360\text{万円} - 85\text{万円}}{206\text{万円}}$$
$$= \frac{275\text{万円}}{206\text{万円}} = \underline{1.33} \text{ (小数第3位以下切り捨て)}$$

***所得金額**とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費を差し引いたものです。所得課税証明書に所得金額が記載されています。